

(仮称) 逗子市自治基本条例検討会での意見 Ver. 2

※(仮称)自治基本条例検討会第 3 回、第 4 回の意見等を条文の形としてまとめたもの(検討会での検討材料としてまとめたものであり、市の考えではありません。)

※資料 11 のワークショップ等まとめ素案に追加・加筆修正した部分は、ゴシック体になっています)。

前文

私たちは海と山に囲まれた美しい自然を大切にしてきました。これからも、この恵まれた環境で、健康で文化的な生活を得るために、皆で知恵を出し合って協力しましょう。

すでに様々な取り組みが行われてきましたが、人口減少や財政問題など課題は多くあります。このままでは、まちの魅力はうすれ、緑は風化し、そしてここに住む市民をはじめ私たちは元気がなくなってしまいます。

私たち市民、議会、市長は、互いに尊重し合いながら、課題に対し自ら行動し、時に意見を交換していきましょう。

1950 年に逗子町として独立した時の、「自分たちのまちのことは、自分たちで考える」という自治に対する想いを、進展させていきましょう。逗子市の未来を築きましょう。

私たちはこの高い理想をかかげ、ここに逗子市自治基本条例を制定します。

I 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、逗子市における自治の**基本理念等**を明らかにするとともに、市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「行政」といいます。)の責務等**並びに**市政運営に係る基本的事項を定めることにより、市民自治の推進を図り、もって市民が「こういうふうに住りたい」と思い描くまちを実現することを目的とします。

<参考>

●逗子市まちづくり条例

(目的) 第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本原則を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めることにより、本市の都市宣言である「青い海とみどり豊かな平和都市」の実現に寄与することを目的とする。

●逗子市市民参加条例

(目的) 第1条 この条例は、市の行政活動における市民参加の手続を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民の望む豊かで住みやすいまちを目指すことを目的とします。

(逗子市の市民自治の柱)

第2条 前条の目的を実現するため、市民、議会及び行政は、次に掲げることを柱として、市民自治を推進します。

- (1) 逗子市らしい公共性・公益性を活かすこと。
- (2) 市民、議会及び行政のそれぞれの持てる力が存分に発揮されること。
- (3) 市民の適正な信託を基本として、市政が運営されること。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 住民 市内に住所を有する者
- (2) 市民 住民、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業を営み又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) まちづくり 逗子市を市民が「こういうふうに暮らしたい」と思い描くまちにすることを目的として、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動をいいます。
- (5) 参加 市政に対して市民が意見を表明し、提案し、行動することをいいます。
- (6) 協働 市民、議会及び行政が、共に公共を担う主体となり、まちづくりに取り組むことをいいます。
- (7) 市民自治 市民が自らの意思及び責任により、自分が生活し、又は活動している地域をはじめとし、逗子市のまちの方向性を決めることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の市民自治の推進に関する基本的事項について、市が定める最も基本となる規範であり、市民、議会及び行政はこの条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 議会及び行政は、他の条例、規則等、計画等の制定改廃並びに**法令**、条例、規則等の**解釈及び運用**に当たっては、この条例との整合を図ります。

(基本理念)

第4条 市民、議会及び行政は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりを進めます。

- (1) 誰もが個人として尊重され、共に逗子市に生きる仲間として互いを認め、思いやる心もちます。
- (2) あらゆる世代の人と人がつながり、助け合い、あたたかいコミュニティをつくります。
- (3) 誰もが安全で安心して、逗子市に永く暮らし続けられるようにします。
- (4) 逗子市の豊かな自然環境は市民共通の財産として守り、次世代につなげていきます。

(信託に基づく市民自治の推進)

第●条 市民は、住民の総意によって市を設立し、自治の一部を信託していることを認識し、「自分たちのまちは、自分たちで考える」という姿勢をもち、市民自治を推進します。

2 行政は、市民が自ら考え、判断し、適正に信託できるような機会の確保に努めます。

II 市民

【案1】権利と責務の一本化でシンプルに

(市民としての権利と自覚)

第6条 市民は、逗子市らしい公共性・公益性を実現するための権利を有します。

2 市民は、市民自治を推進するために、その権利を正しく行使することの責任を自覚しなくてはなりません。

【案2】 権利を逗子市らしいものに特化させ、責務を“心得”的に

(市民の権利)

第6条 市民は、「こういうふうに住みたい」と思い描くまちを実現するために、次に掲げる権利を有します。

- (1) 逗子市らしい公共性・公益性を享受する権利
- (2) 能力や個性を生かし、持てる力を存分に発揮できる権利
- (3) 市政に参加し、まちづくりに取り組む権利
- (4) まちづくりのために情報を生かす権利

(市民としての自覚)

第7条 市民は、自らが公共を担う主体であることを自覚し、逗子市のことを自分のことのように考え、行動します。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民、議会及び行政と協力して、まちづくりに取り組むよう努めます。

Ⅲ 議会及び行政

(議会・議員の責務)

第9条 議会は、逗子市議会基本条例（平成26年逗子市条例第1号）の定めるところにより、議会活動は次に掲げる原則に基づかなければなりません。

- (1) 公正性と透明性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 行政運営が議会の議決に基づく適切なものであるかを常に監視し、検証すること。
- (3) 市民の多様な意見や価値観を踏まえた政策立案、政策提言等に努めること。
- (4) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、市民への説明責任を果たすよう努めること。

2 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければなりません。

(市長の責務)

第10条 市長は、逗子市の代表として、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、誠実かつ公正で透明性の高い、市民の視点に立った市政運営を行います。

2 市長は、就任に当たっては、本条例の趣旨に則り、本市の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ効率的に職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、市民との信頼関係を築くとともに、市民がまちづくりに存分に力を発揮できるよう支援します。

IV 参加と協働によるまちづくり

(情報共有)

第12条 市民、議会及び行政は、まちづくりを効果的かつ継続的に進めるために、それぞれが保有するまちづくりに必要な情報を積極的に提供し合い、共有し、及び活用するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに取り組むに当って、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければなりません。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、共に公共の担い手として互いの特性を尊重し、相互理解と信頼関係のもと、連携し、協力し合いながら、まちづくりに取り組みます。

2 行政は、市民がまちづくりに存分に力を発揮できるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

(地域活動の推進)

第16条 市民は、自分が暮らす地域の課題を知り、地域の人々との連携と協力のもと、より暮らしやすい地域をつくるために、地域の課題解決に向けて取り組むよう努めます。

2 行政は、市民の自主性・主体性を尊重するとともに、地域において自治会・町内会等の基礎的な地縁団体、その他の市民公益活動団体及び市民がまちづくりに取り組みやすいよう必要な支援と協力を行います。

3 行政は、地域を構成する市民が相互の連携と協力のもと、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じたまちづくりに取り組む地域自治の仕組みづくりや必要な支援を行います。

V 自治経営

(市民参加)

第13条 市民、議会及び行政は、すべての世代が参加できるよう市民参加の機会を保障します。

- 2 行政は、すべての世代の参加に対する意識を醸成するよう努めます。
- 3 行政が意思決定する過程における市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。
- 4 行政は、市民の提案等を行政の計画に反映する仕組みの整備に努めます。

(子どもの参加)

第18条 次代の担い手である子ども（18歳未満の市民をいう。）は、社会の一員として、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができます。

- 2 議会及び行政は、子どもの主体性を尊重し、参加の機会の確保に努めます。

(まちづくりの協力者)

第●条 市民、議会及び行政は、逗子市出身者、逗子市にゆかりのある人など市民以外の人又は法人その他の団体に対して、協力者として逗子市のまちづくりに関わってもらうよう働きかけに努めます。

(住民投票)

第14条 市政の重要事項に係る意思決定について、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。

(住民自治協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域自治を推進する組織として、一定の区域において、その区域の市民で構成する住民自治協議会を設置することができます。

- 2 住民自治協議会は、行政と役割分担し、互いに補完し合いながら、地域の課題の解決に向けて、自主的、相互扶助的に取り組みます。
- 3 住民自治協議会に関し必要な事項は、別に定めます。

(市民まちづくり集会)

第●条 市長は、市民、議会及び行政が一体感をもってまちづくりに取り組むために、逗子市の課題や将来について意見交換し、情報共有する機会として市民まちづくり集会を開催します。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会及び市長は、市民まちづくり集会を共同開催

することができます。

3 市民まちづくり集会の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

(市政運営の基本)

第20条 行政は、次に掲げることがを市政運営の基本として行います。

- (1) 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守すること。
- (2) 各部署の連携を図り、効率的、効果的に業務を遂行すること。
- (3) 市政の運営に関して積極的に説明する責任を果たすとともに、市民からの要請に対して誠実に応答すること。

(情報公開)

第21条 議会及び行政は、市民の知る権利を保障し、それぞれが保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民の利用に供するため、情報提供の推進に努めます。

- 2 議会及び行政の保有する情報は、公開することを原則とし、公開請求を受けたときは、別に条例で定めるところにより、適正かつ迅速に処理します。

(個人情報保護)

第22条 議会及び行政は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、それぞれが保有する個人情報を適正に取り扱います。

(情報発信)

第23条 行政は、市民の協力を得ながら、逗子市の魅力、特性等に関する情報を市内外に積極的に発信することにより、市民の愛着を高めるとともに、市外の人々の関心を喚起し、逗子市の価値を高めるよう努めます。

(総合計画)

第24条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

- 2 行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更にあたっては、総合計画と整合を図らなければなりません。
- 3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を公表するものとします。

(財政運営)

第25条 市長は、財政運営にあたっては、財政規律を保持し、健全性の維持に努めます。

- 2 市長は、財源及び地域における資源を効率的かつ効果的に最大限活用する

とともに、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとします。

- 3 市長は、財政状況に関する情報及び将来の財政の見通しを、市民に分かりやすく公表します。

(法令の解釈等)

第●条 議会及び行政は、市民ニーズ又は逗子市特有の公共の福祉を実現するため、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、逗子市にとって最適な市政運営を推進します。

VI 連携と交流等

(広域連携)

第26条 議会及び行政は、共通する課題の解決や効果的で効率的な行政運営のために、他の自治体との連携及び協力を推進するものとします。

(国際社会における交流と協力)

第●条 市民、議会及び行政は、平和、人権、文化及び環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く交流と協力を努めます。

VII 条例の実効性の確保

(条例の普及啓発)

第27条 市民と議会及び行政は、互いに協力し、この条例の普及啓発に努めます。

- 2 行政は、この条例について、子どもたちに学ぶ機会を設けるよう努めます。

(条例の実効性の確保)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保し、高めるため、推進組織を設置します。

- 2 推進組織は、条例の普及啓発について行政に協力するとともに、条例に係る行政の取り組み状況等について市長に意見を表明します。
- 3 そのほか推進組織の運営に関して必要な事項は、別に定めます。

(条例の検証と見直し)

第 29 条 行政は、この条例の施行の状況や効果等を検証し、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例に見直し等の必要があると認めるときは、必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検証や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。